

北海道厚岸町 職員募集要領〔フルタイム会計年度任用職員／菌床技術員・ボイラー技士有資格者〕

1 募集開始日		令和8年1月19日(月)				
2 募集締切日		令和8年2月12日(木)				
3 応募資格	年齢要件 (採用予定日時点)	年齢は問いません。				
	学歴要件	学歴は問いません。				
	実務経験要件	-	-	-	-	-
	資格・免許要件	大型特殊自動車運転免許	2級以上のボイラー技士免許	-	-	-
		-	-	-	-	-
	その他要件	-				
	応募できない人	1 日本国籍を有しない人				
4 採用試験	実施予定日	令和8年2月18日(水)	実施予定会場	厚岸町役場庁舎	実施予定内容	面接試験
	そ の 他	その他採用試験に関する詳細は、応募者宛に通知します。				
5 合否結果通知		試験実施後、原則として2週間以内に、文書により受験者宛に通知します。				

6 応募手続	提出書類	①履歴書（公正採用選考の観点から、JIS規格の様式例に基づいた履歴書を使用し、最近6か月以内に帽子をつけない上半身を写した写真を貼ってください。） ※必ず履歴書の「本人希望記入欄」等に、この要領の「9 職名（職種）」に記載している職名（職種）を記入してください。							
		②大型特殊自動車運転免許証の写し							
		③2級以上のボイラー技士免許証の写し							
		-							
	-								
	提出方法	「2 募集締切日」の午後5時15分までに持参又は郵送してください。郵送の場合についても、締切日必着です。							
	提出先	〒088-1192 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地 厚岸町役場 総務課職員係 宛							
	その他	提出のあった書類は、公文書として一定期間保管しますので、原則として返却いたしません。							
7 採用予定者数		若干名							
8 身分		フルタイム会計年度任用職員							
9 職名（職種）		菌床技術員 ※この内容を、必ず履歴書の「本人希望記入欄」等に記入してください。							
10 採用予定日		令和8年4月1日(水)							
11 任期		☐ 任期の定めなし							
		☒ 任期の定めあり	任期の始期	令和8年4月1日(水)	任期の終期	令和9年3月31日(水)			
12 条件付採用		採用後、1か月間は、地方公務員法第22条の規定による条件付採用期間となります。							
13 勤務の場所		きのご菌床センター							
14 業務の内容		しいたけ菌床の製造業務など							
15 勤務時間等	勤務時間	8時15分	～	17時00分	(7時間45分)	休憩時間	12時00分	～	13時00分
	時間外勤務の有無	☒ 有 (月0時間～10時間程度)				☐ 無			
	勤務日	週休2日、シフト制							

16 休暇・休業	年次有給休暇	採用時に10日の年次有給休暇を付与します。					
	その他の休暇	病気休暇、特別休暇(夏季、産前産後、忌引、結婚、育児、子の看護など)、介護休暇、介護時間					
	休業制度	育児休業(条件を満たす場合のみ)					
17 給与等	給料月額	初任給	221,000円	上限額	249,900円		
	報酬月額	初任給	-	上限額	-		
	報酬日額	初任給	-	上限額	-		
	報酬時間額	初任給	-	上限額	-		
	給料・報酬の決定方法	学歴、職歴などを換算して決定します。					
	諸手当等	条件・勤務に応じて、通勤手当、時間外勤務手当などが支給されます。					
	賞与(期末手当)	6月支給割合 (6月30日支払)	給料月額の 126.25 / 100 ※支給前6か月間の在職期間が短い場合は満額支給されません。	12月支給割合 (12月10日支払)	給料月額の 126.25 / 100 ※支給前6か月間の在職期間が短い場合は満額支給されません。		
	賞与(勤勉手当)	6月支給割合 (6月30日支払)	給料月額の 106.25 / 100 ※支給前6か月間の在職期間が短い場合は満額支給されません。	12月支給割合 (12月10日支払)	給料月額の 106.25 / 100 ※支給前6か月間の在職期間が短い場合は満額支給されません。		
	給与の支払	締切日	毎月末日締め	支払日	当月21日払い	支払方法	原則、口座振替払い
	退職金(退職手当)	☐ 有				☒ 無	※任用が1年以上継続する場合は、退職手当の支給対象となる場合があります。
昇給	☐ 有				☒ 無		
18 社会保険	☒ 共済組合	☐ 健康保険	☒ 厚生年金	☒ 雇用保険	☐ 加入なし ※任用が1年以上継続する場合は、加入保険が異なる場合があります。		
19 災害補償	☐ 公務災害	☒ 労働災害	☐ 非常勤公務災害	※左記のいずれの制度でも、業務上のけがや病気に対する補償を受けられます。			
20 服務上の決まりなど	地方公務員法の規定により、次の義務を負います。 【服務の根本基準(地方公務員法第30条)】【服務の宣誓(地方公務員法第31条)】【法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)】 【信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)】【秘密を守る義務(地方公務員法第34条)】【職務に専念する義務(地方公務員法第35条)】 【政治的行為の制限(地方公務員法第36条)】【争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)】【営利企業への従事等の制限(地方公務員法第38条)】 これらに違反した場合は、懲戒処分等の対象となります。						
この募集に関する問い合わせ先	厚岸町役場総務課職員係 〒088-1192 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地 電話:0153-52-3131(内線220～222) FAX:0153-52-3138 E-mail:soumu@akkeshi-town.jp						